

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	ふじみ野朝霞線
供用開始の区間	富士見市鶴馬二丁目三〇七四番一〇 地先から同市鶴馬二丁目三〇七四番 九地先まで
供用開始の期日	令和六年二月十六日
備 考	令和二年七月七日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第 十九号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延 長一〇・五メートル